

アスベストが使われていませんか？

建物には、断熱や耐火被覆のため、天井や壁に吹付け材があり、その中にアスベストが含まれていることがあります。（平成 18 年 9 月からは、アスベストの使用は禁止になりました。）

アスベストが含まれた露出吹付け材などが、損傷・劣化して、大気中にアスベストの繊維が飛散すると、肺がんや中皮腫などを引き起こす恐れがあります。千代田区では、吹付け材のアスベスト除去工事にかかる費用の一部を助成します。

※ ただし、既にアスベスト除去工事が完了もしくは、既に除去工事契約が完了している場合は、対象となりません。

● アスベスト除去工事等の助成

[対象・助成割合]

対 象：露出吹付け材にアスベストが確認（含有調査）済みの、以下の用途の民間建築物
助成割合：除去工事費用（消費税除く）の 3 分の 2

用 途	助 成 限 度 額
① 住宅の倉庫、駐車場	1 棟 100 万円
② 分譲・賃貸マンションの共用部分（廊下・機械室・受水槽室・駐車場等）	（1,000 円未満切り捨て）
③ 機械式立体駐車場	1 棟 1,400 万円。 （1,000 円未満切り捨て）

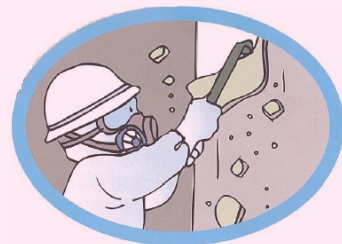
注)①除去工事完了後概ね 5 年以上継続して使用するもの

[申請期限]

令和 2 年 9 月 25 日

注) 除去工事助成等は

令和 2 年 12 月 25 日には、工事が完了すること。



[その他]

除去工事業者の選定方法及び参加要件等、いくつかの制約がありますので、事前相談を行った上で、申請していただきます。

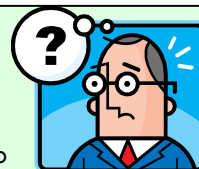
詳しくは、下記へお問合せください。

[問い合わせ先]

環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係

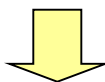
TEL 03-5211-4310（直通）

アスベストが使われていませんか？

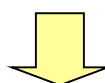


アスベスト調査員がお伺いして調査します。

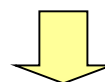
吹付け材が有るかわからない？
吹付け材はあるが、その中にアスベストがあるかわからない？



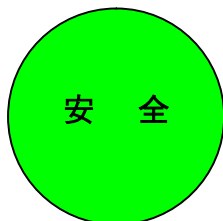
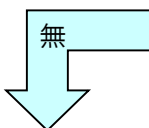
事前相談が必要です。まず、電話連絡下さい。
建築指導課構造審査係 ☎03-5211-4310
(お話を聴き、状況に応じた必要書類等を揃えていただきます。)



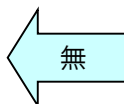
当課窓口で、アスベスト調査員派遣の申請をします。
調査日は、できるだけご希望日の日時に応じます。



区が委託した調査員が、目視・図面等により吹付け材の有無をチェックします。(当日は、立会いをお願いします。)



サンプルを採取してアスベストの含有調査の報告書にして、お渡します。



調査費用は、
原則無料です。



アスベストの除去等を検討して下さい。

※ 詳しくは、裏面(アスベスト除去工事等の助成)をご覧ください。

アスベスト調査員派遣

[対象] 区内の民間建築物。(申込は、建物所有者に限ります。)

[申請期限] 令和2年12月11日

[費用] 区が契約したアスベスト診断士(調査員)が、調査しますので原則無料です。

※ 事前相談が、必要です。まず、問い合わせください。

環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係 ☎03-5211-4310